

会 員 各 位

社団法人 兵庫県トラック協会  
会長 福 永 征 秀

## 第35回近代化融資及び NOx・排ガス融資、ポスト新長期融資 並びに特別増車事業融資申込について（ご案内）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、運輸事業振興助成交付金事業に基づき、本年度も別紙「第35回近代化融資及びNOx・排ガス融資、ポスト新長期融資並びに特別増車事業融資申込公募要綱」により融資申込みを公募することになりました。

ポスト新長期融資事業につきましては、本年8月をもって廃止される代替え車両を伴うNOx・排ガス融資から、平成21年10月1日以降に初度登録された排出基準値に適合する事業用貨物自動車の購入（代替え車両を要しない）に要する資金の融資及び利子補給事業に改正されるものです。

つきましては、融資ご希望の向きは、次のような点にご注意のうえ当協会（支部経由）にお申込み下さい。

### 記

- 1 公募資格は、兵庫県内に本社がある会員に限ります。
- 2 融資を希望される方は、添付している「第35回近代化融資及びNOx・排ガス融資、ポスト新長期融資並びに特別増車事業融資申込公募要綱」を熟読いただき、書類を整えて下さい。
- 3 申込み手続きは、同封の書類（融資推せん申込書・事業計画書・企業要項）に所要事項を記入し、必要書類（見積書、車検証（写）等）を添付して申し込んで下さい。  
なお、完成報告書は、事業が完了しその支払いが終わった時点で必要書類を添付のうえ速やかに提出して下さい。
- 4 平成23年度中に実施されるもので、公募開始以前に支払いをしたものであっても、平成23年4月1日以降に「つなぎ資金」等で必要資金を賄った場合で、「つなぎ資金」等の一括返済に充当する場合については推薦対象とします。（ただし、自己資金により支払済みのものは対象外とします。）
- 5 申し込みの際は、必ず所属する支部を経由して下さい。
- 6 NOx・排ガス融資については、車両の代替の場合、古い車両を必ず別紙「代替を証する書面」で抹消等の手続きをする必要があります。もし、手違いで抹消等の手続きができなかった場合は、融資金の返済と利子補給の打切りは勿論、既に支払済の利子補給金の返却を求めるところとなりますので、ご注意下さい。
- 7 当協会が行う利子補給率は、次のとおりです。
  - (1) 近代化融資
    - 個別企業体 年 0.8%
    - 共同体 年 0.8%

- (2) NOx・排ガス融資（平成23年8月31日までの融資実行分）
- 個別企業体 年 1.2%以内の実行利率
  - 共同 体 年 1.2%以内の実行利率
- (3) ポスト新長期融資（平成23年6月1日以降の融資実行分より）
- 個別企業体 年 1.2%以内の実行利率
  - 共同 体 年 1.2%以内の実行利率
- (4) 特別増車事業融資（申込希望の向きは、あらかじめお知らせ下さい。）
- 個別企業体 年 1.6%以内の実行利率
  - 共同 体 年 1.6%以内の実行利率

8 大規模プロジェクトで事業規模が1億円を超え50億円までの投資額の場合その30パーセントまで、全ト協の補完に係る融資が受けられる場合がありますので希望の向きは、あらかじめお知らせ下さい。

(参 考)

## 取 扱 金 融 機 関

金 融 機 関 名	所 在 地	電 話
商工組合中央金庫		
神 戸 支 店	神戸市中央区伊藤町111	(078) 391 - 7541
姫 路 支 店	姫路市総社本町111	(079) 223 - 8431
尼 崎 支 店	尼崎市東難波町5-19-8	(06) 6481 - 7501
代理店信用組合		
兵 庫 県 信 用 組 合	神戸市中央区栄町通3-4-17	(078) 391 - 6315
淡 陽 信 用 組 合	洲本市栄町1-3-17	(0799) 22 - 5551



**ちょっとした地球への思いやり  
エコ・ドライブ推進中！です**

# 第35回近代化融資及びNO<sub>x</sub>・排ガス融資、ポスト新長期融資 並びに特別増車事業融資申込公募要綱

社団法人 兵庫県トラック協会

1 融 資 総 枠	59 億円
(1) 近 代 化 融 資	30 億円
(2) NO <sub>x</sub> ・排ガス融資、ポスト新長期融資及び特別増車融資	29 億円

## 2 公 募 期 間

平成23年5月2日から平成24年1月31日まで

但し、推せん額が公募総枠に達した時点で終了するものとする。なお、融資枠に残額がある場合で、指定金融機関と調整済みの案件については、別途考慮する。

## 3 融 資 対 象 者

- (1) 貨物自動車運送事業法による許可を受け、かつ（社）兵庫県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者及び共同体であること  
(従って、利用運送業のみの方は対象外です。)
- (2) 商工組合中央金庫に出資している協同組合（兵庫県交通共済協同組合を含む）の団体又はその構成員であること
- (3) (2)の条件を具備していないときは、商工組合中央金庫の代理店信用組合の組合員であること
- (4) 本部及び支部会費が納入済であること
- (5) 兵庫県内に本社を有する会員であること

## 4 融 資 対 象 事 業

### (1) 近代化融資事業

ア 福利厚生施設の整備に要する資金

イ 荷役機械、車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金

ウ トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金

- トラック事業者が近代化、合理化のため事務機器の設置購入に要する資金及び設備の「補修・改修」に要する資金を含む。

### (2) NO<sub>x</sub>・排ガス融資事業（平成23年8月31日までの融資実行分）

ア 古い排出ガス規制車を抹消等（別紙代替を証する書面）し、排出ガス基準適合車に買い換える資金。

抹消は原則登録と同時に行うこと。

なお、当初予定の抹消車両を変更する場合は事前に変更車両の車検証の写しを、また購入車両を変更する場合は、当該車両の見積書をそれぞれ提出すること。

イ ディーゼルフォークリフトを解体し、バッテリーフォークリフトに買い換える資金。

### (3) ポスト新長期融資事業（平成23年6月1日以降の融資実行分より）

平成21年10月1日以降に初度登録された国が定める車両型式、識別記号1桁目がL・M・

R・Sの車両を購入する資金とします。対象車両別紙①のとおり

また、代替えは条件とせず、増車、中古車であっても可とします。

#### (4) 特別増車融資事業

保有台数5両未満の事業者が、5両に達するまでの増車資金。

### 5 融 資 条 件

#### (1) 融資推薦限度

##### ア 近代化融資

○ 個別企業体 5,000万円迄

○ 共同體 1億円迄

##### イ NOx・排ガス融資及びポスト新長期融資

○ 個別企業体及び共同體 1億円迄

##### ウ 特別増車融資

○ 個別企業体及び共同體 4,000万円迄

(2) 貸 出 利 率 取扱金融機関の所定利率による。

#### (3) 償 還 期 間

ア 車両（フォークリフトを含む） 5年以内

イ 荷役機械（起重機、コンベア等） 10年以内

ウ 施設等の構築物 10年以内

(4) 据 置 期 間 償還期間のうち6ヵ月以内

(5) 担保、保証人 必要（取扱金融機関の定めるところによる。）

#### (6) 再融資の制限

再融資を受けようとする場合は、既往の借入金が、当初の約定に基づき正常な償還が実行されているものに限る。

### 6 利 子 補 給

この制度融資の借入者に対し、(社)兵庫県トラック協会は次の補給率により利子補給を行うものとする。

#### (1) 近代化融資（貸出期間1年以上）

○ 個別企業体及び共同體 年 0.8%

○ 低公害車（CNG車・ハイブリッド車）の購入及び省エネ関連機器導入に係る融資の利子補給については、年1.2%

#### (2) NOx・排ガス融資及びポスト新長期融資（貸出期間1年以上）

○ 個別企業体及び共同體 年 1.2%以内の実行利率

#### (3) 特別増車融資（貸出期間1年以上）

○ 個別企業体及び共同體 年 1.6%以内の実行利率

### 7 取扱金融機関

取扱金融機関は、商工組合中央金庫神戸支店、同姫路支店及び尼崎支店、並びに同金庫の代理店信用組合の本店及び支店とする。

### 8 転貸融資方式

(社)兵庫県トラック協会に加盟する事業協同組合の組合員で、かつ(社)兵庫県トラック協会の会員は、転貸方式による融資申込みをすることが可能になりました。

転貸方式の概略は、別図「転貸方式の仕組みについて」のとおりであります。

## 9 申 込 方 法

所定の申込書により、公募期間中に、所属支部を經由して (社) 兵庫県トラック協会に申し込むこと。なお、申込書に見積書等の添付もれがないようにすること。

10 申 込 先 社団法人 兵庫県トラック協会

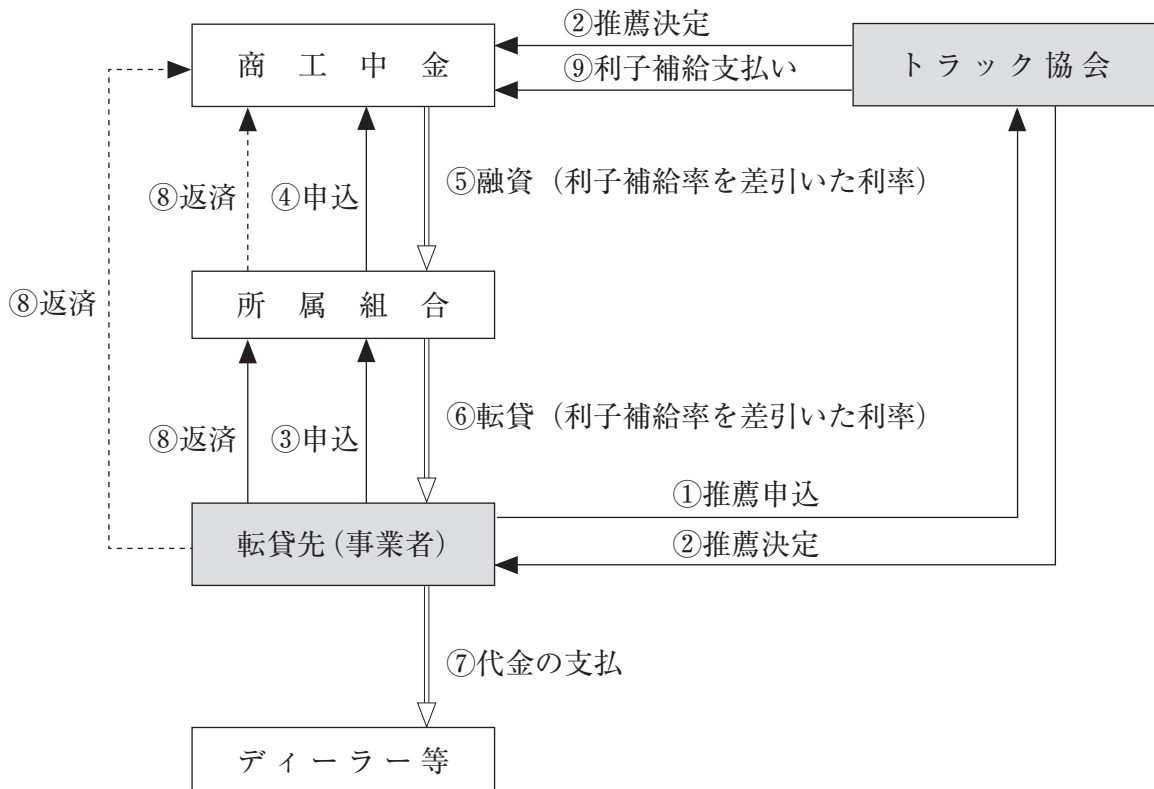
11 融資推薦適否決定通知日 申込月の翌月初旬

12 取扱金融機関受付開始日 推せん書通知後

13 融資実行は、平成 23 年度 (平成 24 年 3 月 31 日) 内に限る。

## 別図

### 転貸方式の仕組みについて



#### ※ 融資申込みの手順

- ① 事業者は、(社) 兵庫県トラック協会へ推薦融資の申込を行う。
- ② (社) 兵庫県トラック協会が推薦適否を決定し、事業者・商工中金へ通知する。
- ③ 事業者(個別企業)は、所属する組合へ融資申込を行う。
- ④ 当該組合は、事業者の申し出を受けて、商工中金へ転貸融資の申込を行う。  
(もし事業者(転貸先)が倒産した場合、組合は債務者として支払いの責任がある。)
- ⑤ 商工中金は、組合へ転貸融資をする。
- ⑥ 組合は、事業者へ転貸融資をする。
- ⑦ 事業者は、融資金によりディーラーへ車両代金を支払う。  
(事業者(転貸先)は、原則借入の保証人になるので、保証人としての債務を負う。)
- ⑧ 事業者は商工中金へ返済を行う。
- ⑨ (社) 兵庫県トラック協会は、商工中金へ利子補給金を支払う。(一括方式)

(別 紙)

「代替を証する書面」

書面名称	発行機関等	備考
永久抹消登録記載による登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	車両の解体を行った場合
輸出抹消仮登録証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	車両の輸出を行う場合
登録識別情報等通知書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	登録を受けている車両の使用を中止する場合
現在登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	現在の所有者の名義人など登録事項を証明する場合
詳細登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	当該車両の新車時から現在に至るまでの歴代所有者、登録番号の変遷など総ての登録事項履歴記載
解体証明書	解体業者	フォークリフトの場合のみ

(別紙 ①)

※ 平成17年規制以降の自動車排出ガス規制の識別番号(3桁の組合せ記号となります。)

1

平成23年4月

1 桁目		識別記号
排出ガス規制年	低排出ガス認定	
	無	A
平成17年規制	NOx+PM10(※)	B
	NOx10(※)	N
	PM10(※)	P
	50	C
	75	D
平成18年規制	無	J
	無	E
平成19年規制	25	F
	50	G
	75	H
平成20年規制	無	K

(※) 軽油を燃料とする車輛総重量3.5トン超の自動車に限る。

2 ポスト新長期規制適合車の識別番号

1 桁目		識別記号
排出ガス規制年	低排出ガス認定	
	無	L
平成21年規制	*1	M
	75	R
平成22年規制	*2	S

3 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1 桁目		識別記号
種類	燃料等の別	識別記号
電気	電気	A
燃料電池	水素(圧縮水素)	B

2 桁目		識別記号
燃料の別	ハイブリッドの有無 (重量車燃費基準達成又は適用状況)	
	有	A
ガソリン・LPG	無	B
	有(未達成又は不適用)	C
	無(未達成又は不適用)	D
	有(達成)	J
軽油	無(達成)	K
	有	E
CNG	無	F
	有	G
メタノール	無	H
	有	Y
その他	有	Z
	無	

3 桁目		識別記号
用途	軽自動車	D
	乗用車	E
	乗用車(総重量が1.7トン超、3.5トン以下)	F
	乗用車(総重量が3.5トン超)	G

(例)

21年低排出ガス認定 無  
軽油車でハイブリッド 無  
車両総重量 3.5トン超

識別記号はLDGとなります

3 桁目		識別記号
種類	用途など	識別記号
電気	電気	A
燃料電池	水素(圧縮水素)	B